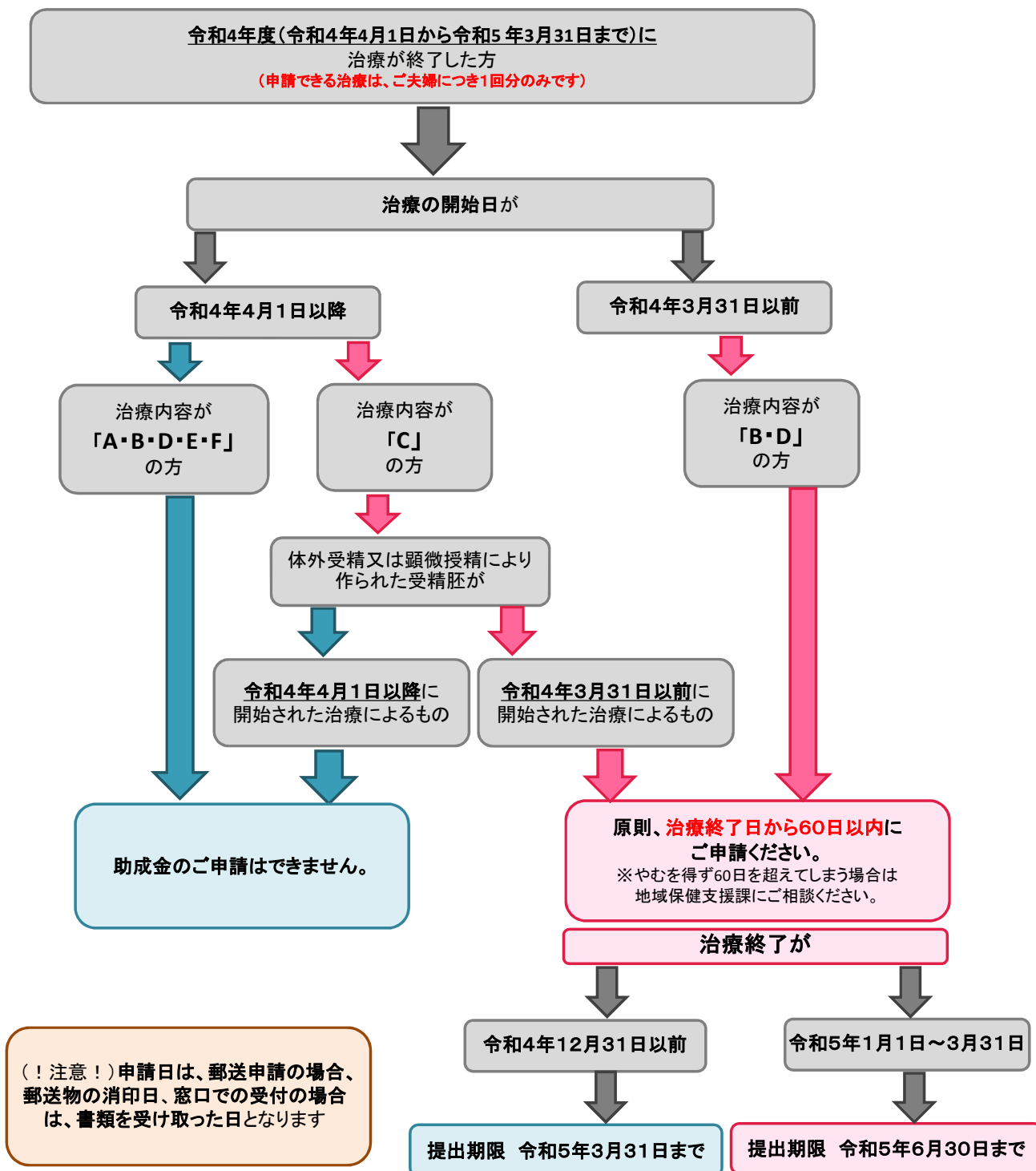


- ★令和4年12月31日までに特定不妊治療が終了した方の助成金の申請期限は、令和5年3月31日までとなっております。
- ★令和5年1月1日から令和5年3月31日までに終了した治療については、令和5年6月30日まで申請ができます。
- ★**令和4年度にかけて終了した**(治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、治療期間の終了日が令和4年4月1日から令和5年3月31日の間)治療(すべて自費で実施した場合のみ)については、**ご夫婦につき1回のみ**申請ができます。

令和4年度さいたま市特定不妊治療費助成事業申請早見表



(！注意！)申請日は、郵送申請の場合、郵送物の消印日、窓口での受付の場合、書類を受け取った日となります